

奄美群島振興開発基金の役割の検証に関する ワーキンググループの設置について（案）

1. 背景・目的

平成26年の奄美群島振興開発特別措置法の改正に際しては、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の内容を踏まえ、平成24年11月の本審議会において、「奄美群島振興開発基金の今後のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、奄美群島振興開発に必要な政策金融のあり方について検討を行ったところ。

同ワーキンググループは、平成25年3月に報告を取りまとめ、その内容は、同年4月の本審議会に報告されている。

その後、およそ5年を経過することから、奄美群島振興開発基金の役割を検証するため、同ワーキンググループ報告への対応状況についてフォローアップを行う。

2. 検討体制

- ・奄美群島振興開発審議会に「奄美群島振興開発基金の役割の検証に関するワーキンググループ」を設置し、フォローアップを実施する。
- ・ワーキンググループに属する委員は、会長が指名する。
- ・フォローアップ終了後、本審議会に結果を報告する。

3. 検討事項

- ・奄美群島振興開発基金の今後のあり方に関するワーキンググループ報告「奄美群島振興開発に必要な政策金融のあり方について」（平成25年3月）への対応状況

奄美群島振興開発基金の役割の検証に関するワーキンググループ設置要綱（案）

奄美群島振興開発審議会決定

（設置）

- 1 奄美群島振興開発審議会（以下「審議会」という。）に奄美群島振興開発基金の役割の検証に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

（任務）

- 2 ワーキンググループは、平成30年度の奄美群島振興開発特別措置法の期限到来に向けて、奄美群島振興開発基金の役割について検証し、その結果を審議会に報告する。

（招集）

- 3 ワーキンググループの会議は、座長が招集する。

（意見聴取）

- 4 座長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他相当と認める者をワーキンググループの会議に出席させ又は意見を開陳させることができる。

（議事の公開）

- 5 ワーキンググループの会議は、公開するものとし、その議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（庶務）

- 7 ワーキンググループの庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。

（雑則）

- 8 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの議事及び運営に関して必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成30年2月6日から施行する。

奄美群島振興開発審議会会議規則

奄美群島振興開発審議会決定

(趣旨)

第1条 奄美群島振興開発審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)及び奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和29年政令第239号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 審議会の会議の日時及び場所は、会長が定める。

2 審議会の会議を開催する場合には、会長は、委員に対し、あらかじめ会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(議長)

第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長が審議会にはかつて定める委員が副会長としてその職務を代理する。

3 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

(発言)

第4条 審議会の会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(意見聴取)

第5条 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他相当と認める者を審議会の会議に出席させ又は意見を開陳させることができる。

(書面による議事)

第6条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議事の公開)

第7条 審議会の会議又は議事録は、公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特段の理由があるときは、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。この場合においては、非公開の理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(ワーキンググループの設置)

第8条 審議会に、その定めるところにより、集中的に検討すべき事項を調査させるためのワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに属すべき委員は、会長が指名する。

3 ワーキンググループに、座長を置き、ワーキンググループに属する委員のうちから会長が指名する。

4 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めない事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年11月16日から施行する。

この規則は、平成24年11月21日から施行する。

奄美群島振興開発に必要な政策金融のあり方について【概要①】

奄美群島の経済の状況

- 経済規模は、
 - ・S40～60にかけて順調に推移、H10からは微減傾向。
 - ・H12以降、各年3,300～3,500億円で推移
- 基幹産業は、
 - ・農業で、サトウキビは病害虫・台風の影響等により減産。それに代わる作物（ジャガイモ、花き）や、タンカン、マンゴーなどの高付加価値品目の生産拡大を推進
 - ・大島紬業は和装需要の低迷により不振が続き、建設業も公共事業の縮小や群島外事業者との競合により総生産額は大幅減
 - ・観光関係はH28世界自然遺産登録による拡大が期待される。
 - ・情報通信業は企業誘致や地元企業の育成が進展
 - ・以前の基幹産業が衰退する一方で、新たな産業の萌芽が出現
- 事業所数は中小零細事業者割合が高く、1人あたり所得水準は低い

域内における金融の情勢

- 群島内金融機関の貸出総残高は、2,088億円（H22）で微減傾向
- 民間金融機関は、
 - ・地銀2行（7店舗）、地元信金・信組（各14店舗）、農協
 - ・鹿児島県信用保証協会は、群島を対象に通常業務はなし
- 政府系金融機関は、鹿児島市内に日本政策金融公庫、商工中金

奄美基金（独立行政法人）

- 零細で信用力が低い事業者へ資金供給を行う底支えの役割
- 対農業従事者では30.2%（件数では46%）が基金からの融資
- 大きな課題：58億円の繰越欠損金
- 累次の独法見直しを踏まえての改革・合理化

・奄美群島には、依然として本土と比較して経済的格差が未だ存在 ・経営規模の零細性等から、信用力・担保力は低い状態
 →奄美群島の自立的発展に向け、中小零細事業者等への資金需要に応え、諸産業の育成・振興を図るために、
以下のような視点に立った、奄美群島における一般の金融機関を補完・奨励する政策金融の機能が重要

奄美群島の振興開発の促進にあたり必要な政策金融の機能

①事業者の業種、規模等の特性に応じて資金を安定的に供給

- 第1次～3次産業まで幅広い業種にわたって機動的に対応、低迷の続く既存事業からの事業転換支援、適切な金融手法を提供し業態の変化への円滑な対応
- 体力の弱い零細事業者の発展的段階に応じた多様な金融支援、一般の金融機関の取引を促進

②地域に密着したきめ細かな助言・指導

- 零細な事業者や創業者などへ金融諸手続きを含め、身近できめ細かな助言・指導
- 融資・保証の実施後、債権管理、回収に至るまで、利用者の近くに存在し経営状況等の把握や経営上の助言指導

③ステークホルダーである地元自治体（鹿児島県、市町村）の施策との協調

- 振興開発計画に沿った業務実施
- 産学官連携における中核的存在として地域経済をリードする役割
- 市町村等施策への資金対応を制度化

奄美基金の改革の推進

奄美群島における政策金融に求められる機能を、振興開発施策の方向性に沿って、効果的・効率的に果たすためには、振興開発に特化した金融業務を奄美群島に意思決定機構を置いて行う奄美基金において、必要な改革を行った上でこれを担うべきである。

奄美群島振興開発基金の業務のあり方

機能①：資金を安定的に供給

- 事業者に対する情報提供業務の強化
- 融資と保証を共に自ら行いうる特性を活かした取組
- 奄美経済情勢の実情にあった条件設定

機能②：きめ細かな助言・指導

- 融資業務、保証業務内容の地元への情報提供等
- 審査の強化、債権管理の徹底等

機能③：ステークホルダーである地元自治体との協調

- 地元自治体が行う産業振興等への助言
- 地元実情にあった条件設定

奄美群島振興開発基金の組織運営のあり方

■ 組織規模が小さい故に、役員に対する牽制や部署間の牽制機能が十分に働く枠組みが必要

■ 今後の内部統制の推進

重要性が高いと考えられる「業務の有効性・効率性」、「コンプライアンス(法令遵守)」に関連する以下の点に重点化

- PDCAサイクルの徹底などモニタリングの強化
- 事務リスク軽減のための組織内アラーム機能の構築
- 適切な業務を支える職員の人材育成、能力・業績や法令遵守状況などを反映した人事評価 等

■ 組織の目標管理、収益管理、事務管理、人事管理は、振興開発計画との関係性を意識

繰越欠損金の解消に向けて

■ 平成23年度末の繰越欠損金は58億円

(融資業務26億円 保証業務:32億円)

■ 繰越欠損金解消に向けた基本的な考え方

- 延滞債権等の発生防止
- 既存のリスク管理債権の削減
- 職員の人材育成
- 質を伴った融資・保証の充実

■ 近年の状況と進捗の展望

- 平成22年度より融資額、保証承諾額、取扱件数とも2年連続で増加
- 融資残高は減少に歯止め、保証残高は18年ぶりに増加
- リスク管理債権額は、2カ年(平成22、23年度)続けて減少

■ 当面の目標

- 理事長等のリーダーシップの発揮
- 単年度利益の連続計上
- 繰越欠損金解消計画は、進捗状況の点検・評価を実施

■ 今後とも奄美基金が責任をもって、奄美群島の振興開発に必要な政策金融を担う機関の機能を適切に果たしていくためには繰越欠損金の解消が重大な課題であるとの問題意識の下、業務・組織の改革の推進により、繰越欠損金の解消を軌道に乗せ、加速することが必要である。

■ 地域に根ざした政策金融を担う機関として、振興開発計画に基づく事業に対し、奄美基金の財務状況を勘案した上で、一般の金融機関と相互協調のもと必要な資金の供給を行うべきである。